

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項

(制定) 平成 29 年 2 月 23 日付 28 環地地第 412 号決定

(改正) 平成 29 年 4 月 7 日付 29 環地地第 23 号決定

(改正) 平成 29 年 9 月 8 日付 29 環地地第 255 号決定

(改正) 平成 30 年 3 月 19 日付 29 環地地第 581 号決定

(改正) 平成 30 年 6 月 22 日付 30 環地地第 151 号決定

第 1 目的

この要項は、家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業実施要綱（平成 29 年 2 月 9 日付 28 環地地第 385 号。以下「実施要綱」という。）第 5 1 の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）の登録を受けて本事業に参加する地域家電店等（以下「参加協力店」という。）の募集等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

1 目的

都内の地域家電店等を通じて、白熱電球又は電球形蛍光灯（以下「白熱電球等」という。）を 1 個持参した都民（18 歳以上の者に限る。以下同じ。）若しくは都民の代理人（18 歳以上の者に限る。以下同じ。）（以下「都民等」という。）又は申出により訪問した都民の住居において白熱電球等 1 個の規格、用途等（以下「規格等」という。）を確認した場合の当該都民に対して、LED 電球 1 個を無償で配布するとともに、家庭の省エネルギーに関する助言等（以下「LED 電球無償配布等」という。）を行うことで、都民の能動的な省エネルギー行動を促し、都内において省エネムーブメントの展開を図る。

なお、配布は都民 1 人につき 1 回とする。

2 参加協力店の役割

本事業において、参加協力店は、実施要綱第 4 2 に規定する業務を行うものとし、その具体的な内容は、次に掲げるとおりとする。

なお、参加協力店が当該業務を実施するためには、都が開催する本事業に係る説明会（以下「事業説明会」という。）に参加しなければならない。

(1) 白熱電球等の確認

都民等が持参する白熱電球等の規格等を確認すること。

(2) 白熱電球等を持参した都民等に対する LED 電球の無償配布

(1) の確認を行った場合において、当該都民等に対して LED 電球を無償で配布すること。
当該配布に当たっては、次に掲げる事項を踏まえること。

ア 第 4 2 (2) の登録を受けた LED 電球を配布すること。

- イ 都民等が持参した白熱電球等の規格等に対応するLED電球を配布すること。
- ウ LED電球を受領した都民等に対し、当該都民等がLED電球を受領したことを証明する書類（以下「受領証」という。）の提出を求め、これを受領すること。
- エ 配布するLED電球のパッケージに都が作成するシールを貼付すること。
- オ 都民等が持参した白熱電球等に都が作成するシールを貼付し、都民等へ返却すること。
- カ LED電球を都民等に配布した後、当該配布した事実を証明する証拠書類（複写式の納品書等）を発行し、都民等に交付すること。

（3）訪問した住居におけるLED電球の無償配布

参加協力店のうち都民の住居へ訪問可能なものであって別に届け出たもの（以下「出張可能店」という。）は、都民が参加協力店に白熱電球等を持参することができない場合において、当該都民からの申出に基づき、当該都民の住居を訪問の上、白熱電球等の規格等を確認した後、当該都民に対してLED電球を無償で配布すること。当該配布に当たっては、（2）アからカまでに掲げる事項を踏まえること。この場合において、（2）イ及びオ中「都民等が持参した」とあるのは「都民の住居にて規格等を確認した」と読み替えるものとする。

（4）LED電球の使用に係る諸注意の説明及び省エネアドバイスの実施

（2）及び（3）によりLED電球を受領した都民等に対して、LED電球の使用に係る諸注意の説明及び家庭の省エネルギーに関する助言（LED電球のメリットに関すること、省エネ家電の選び方等）を実施すること。

なお、当該実施に当たっては、都が作成するリーフレットを活用すること。

3 事業費の負担

参加協力店は、本事業に係る助成金の交付事業における助成金の交付申請に係る経費、2に規定する業務の円滑な運営に要する消耗品費及び通信費並びに事業説明会その他都が開催する本事業に係る説明会等に参加するために要する交通費について、自ら負担することとする。

また、2（3）の都民の住居を訪問するために要する経費については、都は一切負担しない。

第3 募集の概要

1 概要

都は、都内の地域家電店等の中から本事業に参加するものを募集し、当該地域家電店等の申込みに基づき、参加協力店の登録を行う。

2 参加協力店の要件

参加協力店の登録を受けようとする地域家電店等は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

（1）次のいずれかに該当すること。

ア 都内に所在する東京省エネマイスター店（中小規模地域家電店と連携した家庭部門の温暖化対策推進事業実施要綱（平成22年1月22日付21環都計第523号）第7条の登録を受けているものをいう。）、当該登録を受ける予定があるもの又は都が指定する省エネ講習を修了したもの

- イ 本事業に参加できるものとして都が認めたもの
- (2) 個人の顧客に対して家庭用電気機械器具の小売販売を行っている事業者であって、当該小売販売を都内に所在する自己の店舗（店舗面積が500㎡以下であるものに限る。）で実施しているものであること。ただし、(1)イに該当するものにあつては、この限りでない。
- (3) 参加協力店登録の申込みを行う時点で、LED電球を個人の顧客へ販売することを目的に取り扱っている事業者であること。ただし、(1)イに該当するものにあつては、この限りでない。
- (4) 参加協力店登録の申込みを行う時点で、第4-2(1)イ及びウに規定する全ての口金サイズ及び相当W数のLED電球を都民等に配布できる用意ができていないこと。
- (5) 本事業において都民等に配布したLED電球が、第4-2(1)に規定する配布対象LED電球である旨を証明できる書類（納品書その他証拠書類）を作成し、都に提出できる体制が整備されていること。
- (6) 過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他公的資金の交付先として社会通念上不適切であると認められるものでないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

3 参加協力店の遵守事項

参加協力店は、本事業において第2-2に規定する業務を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法令の遵守等

- ア 法令を遵守し、誠実に責務を果たすこと。
- イ 第2-2に規定する業務の実施に当たって疑義が生じた場合等は、都と協議の上、都の指示に従うこと。
- ウ 参加協力店の登録を受けた後に、社会情勢の変化その他やむを得ない事情により、本事業の内容を変更する必要がある場合等は、都と協議の上、都の指示に従うこと。

(2) 本事業の円滑な運営に対する責務

- ア 別に定める本事業に関するガイドラインの内容に従うこと。
- イ 都が参加協力店を対象として開催する事業説明会に参加すること。
- ウ この要項に定める手続において都に提出する書類のほか、都が本事業を円滑に運営する上で必要と認め、書類等を求めた場合にあつては、これに応じること。
- エ 都民等に無償で配布したLED電球の規格、個数その他都が必要と認めた事項を、別に指定する方法で都に報告すること。なお、当該報告の頻度についても、都の指示に従うこと。
- オ 店舗の名称、所在地その他都が必要と認めた事項を、都が公表することに承諾すること。

カ 本事業を実施する上で生じる書類その他の関係書類を店舗において適正に保管するとともに、都が必要に応じて行う本事業の実施状況に関する立入調査等へ協力すること。なお、当該調査の際、都が当該関係書類の提示を求めた場合は、これに従うこと。

キ 都が、本事業の中断を決定した場合には、当該決定に従うこと。

(3) 都への協力

本事業に係る店舗責任者を明確にし、本事業の円滑な運営のため、都との連絡調整等の役割を担うとともに、都が実施する事業の趣旨及び内容を理解し、その事業運営に協力すること。

(4) 個人情報の保護

自己が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する個人情報取扱事業者であることを認識し、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 倫理行動基準

ア 都内の家庭部門の省エネルギー対策を推進する役割を担っていることを自覚し、かつ責任を持ち、第 2 2 に規定する業務を誠実に行うこと。

イ 白熱電球等を持参した都民等又は第 2 2 (3) の出張可能店に申出を行い、都民の住居において白熱電球等の規格等を確認した場合の当該都民に対して、専ら自己の利益目的ではなく、LED 電球を使用することのメリットを実感してもらうことを目的として、LED 電球の配布及び省エネルギーに関する助言等を行うこと。

ウ 都民等の意に反する営業（LED 電球その他の製品の購入の強要等）、本事業と関わりのない政治活動及び宗教活動の実施など、都又は他の参加協力店の信用を失墜する行為を行わないこと。

エ 第 4 2 (1) の規定により登録の申込みをしようとする LED 電球について、意図的に値上げした販売価格により申込みをするなど、都民の不利益につながる行為を行わないこと。

第 4 参加協力店及び配布対象 LED 電球の登録の手続等

1 参加協力店の登録に係る手続

(1) 参加協力店の登録の申込み

本事業に参加することを希望する地域家電店等（以下「登録申込者」という。）は、次に掲げる書類を、各 1 部ずつ、別に指定する期間内に、都へ提出しなければならない。

ア 「家庭における LED 省エネムーブメント促進事業」に係る参加協力店登録申込書（別記第 1 号様式）

イ 店舗情報等登録書（別記第 2 号様式）

ウ 誓約書（別記第 3 号様式）

エ 店舗の写真（店舗の外観及び店舗内の様子が分かるものをそれぞれ最低 1 枚ずつ提出すること。）

オ 当該店舗で LED 電球を取り扱っている旨が確認できる写真（最低 1 枚提出すること。）

(2) 参加協力店の登録

都は、(1)の申込みを受けたときは、当該登録申込者が第3-2に掲げる要件に適合するか等を審査し、本事業に参加するものとして適当と認めるときは、参加協力店の登録を行い、当該登録申込者に対し、参加協力店登録証を交付するとともに、自己が参加協力店であることについて宣伝及び広報をするために使用できるポスター等を提供するものとする。

また、都は、参加協力店の登録を行わないことを決定した場合には、その旨を当該登録申込者に通知するものとする。

(3) 参加協力店の登録内容の変更

参加協力店は、(2)により受けた登録の内容に変更があった場合には、当該変更があった日から10日以内に、参加協力店に係る店舗情報登録変更届(別記4号様式)を都へ提出しなければならない。

(4) 注意事項

ア 参加協力店の登録は、本事業の実施期間が終了したとき、その効力を失うものとする。

イ 参加協力店の登録の申込みに当たり都に提出された書類については返却しない。

ウ 参加協力店の登録の申込みに当たり都に提出された書類に不備があった場合には、当該登録に係る審査の対象とならないことがある。

エ 参加協力店の登録の申込みに係る経費は、全て登録申込者の負担とする。

2 配布対象LED電球の登録に係る手続

(1) 配布対象LED電球の登録の申込み

登録申込者は、第4-1(1)の参加協力店の登録の申込みに合わせて、当該申込みの期間内に、本事業において都民等に配布しようとするLED電球について、配布対象LED電球登録申込書(別記5号様式)を提出することにより、その登録の申込みをしなければならない。ただし、本事業において都民等に配布することができるLED電球(以下「配布対象LED電球」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。

ア 資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトに登録のあるLED電球であること。

イ 口金のサイズがE26又はE17であること。

ウ LED電球の相当W数が40W又は60Wであること。

エ 配光角が180°以上であること。

オ 断熱材施工器具対応又は密閉形器具対応であること。

カ 省エネ基準達成率が100%以上であること。

(2) 配布対象LED電球の登録

都は、(1)の申込みがあったときは、当該申込みに係るLED電球が(1)に規定する配布対象LED電球の要件を満たすか等について審査を行った上で、登録し又はしない旨の決定を行い、当該決定に係る登録申込者に対し、その旨の通知をするものとする。

(3) 配布対象LED電球の登録変更届

参加協力店は、(2)により都が登録した配布対象LED電球の販売価格を値下げした場合など、当該登録の内容について変更((4)の追加及び(5)の削除を除く。)をした場合は、当該変更があった日から10日以内に、配布対象LED電球登録変更届(別記第6号様式)を都に提

出しなければならない。

(4) 配布対象LED電球の追加登録

参加協力店は、(2)の登録を受けた後、配布対象LED電球を新たに追加したい場合は、配布対象LED電球追加登録申込書(別記第7号様式)を都に提出するものとする。

都は、当該申込みを受けたときは、当該申込みに係るLED電球が配布対象LED電球の要件を満たすか等について審査を行った上で、登録し又はしない旨の決定を行い、当該決定に係る登録申込者に対し、その旨の通知をするものとする。

(5) 配布対象LED電球の登録削除

参加協力店は、(2)の登録を受けた配布対象LED電球を削除したい場合は、配布対象LED電球登録削除依頼書(別記第8号様式)を都に提出するものとする。

都は、当該依頼を受けたときは、当該依頼に係る配布対象LED電球の登録の削除を行うものとする。

3 参加協力店の登録の取消し

(1) 参加協力店の登録の取消しの要件

都は、参加協力店が、次のいずれかに該当した場合は、参加協力店の登録を取り消すことができる。

ア 第2-2に規定する参加協力店の業務を適切に担うことができないものと都が認めたとき。

イ 不正の手段により、参加協力店の登録を受けたことが判明したとき。

ウ 本事業に係る助成金の交付事業において、不正な方法により助成金の交付を受けたことが判明したとき。

エ 第3-3に規定する参加協力店の遵守事項に違反したとき。

オ 都の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為を行ったものと都が認めたとき。

カ 参加協力店から、参加協力店の登録の取消しの申出があったとき。

(2) 参加協力店の登録の取消しの手続

都は、(1)により参加協力店の登録の取消しを行ったときは、遅延なく、当該取消しをした者にその旨を通知しなければならない。

また、当該登録の取消しを受けた者は、遅延なく、第4-1(2)により交付を受けた参加協力店登録証を返納しなければならない。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月7日)

この要項は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年9月8日)

この要項は、平成29年9月11日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日）

この要項は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 22 日）

（施行期日）

1 この要項は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

（準備行為）

2 新要綱による参加協力店の募集の実施に必要な準備行為及び附則第 4 項に規定する既存参加協力店に対する参加継続の意思確認は、この要項の施行前においても、行うことができる。

（平成 30 年 7 月 9 日以前の参加協力店の同月 10 日以降の取扱い）

3 この要項の施行の際現に改正前の家庭における LED 省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項第 4 1（2）の参加協力店の登録を受けている店（以下「既存参加協力店」という。）は、改正後の家庭における LED 省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項（以下「新要項」という。）第 4 1（2）の参加協力店の登録を受けた者とみなす。

4 都は、既存参加協力店に対し、平成 30 年 8 月 15 日以降の本事業に係る参加継続の意思を確認するものとする。

5 前項の場合において、参加継続の意思を示さなかった既存参加協力店に対し、都は参加協力店の登録を取り消すことができる。

6 附則第 4 項の場合において、参加継続の意思を示した既存参加協力店は、新要項第 4 2（1）イ及びウに規定する全ての口金サイズ及び相当 W 数の LED 電球を配布対象 LED 電球として登録するために、別に定める期限までに新要綱第 4 2（4）による配布対象 LED 電球の追加登録を行うこととする。

7 前項の場合において、別に定める期限までに追加登録をしない者に対し、都は参加協力店の登録を取り消すことができる。



「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」に係る
参加協力店登録申込書

東京都知事 殿

店 舗 名 _____

代表者氏名 _____ 

所 在 地 _____

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項第4 1
(1)の規定に基づき、参加協力店の登録の申込みをします。

担当者

氏 名 :

電話番号 :

F A X :

メールアドレス :



店舗情報等登録書

(1) 店舗名 フリガナ	
(2) 所在地 フリガナ	〒
(3) 代表者役職・氏名 フリガナ	
(4) 店舗責任者役職・氏名 フリガナ	
(5) 店舗実務担当者氏名 フリガナ	
(6) 電話番号	
(7) F A X 番号	
(8) メールアドレス	
(9) 営業時間	
(10) 定休日	
(11) 最寄駅等	線 駅 徒歩・バス 分
(12) ホームページ	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
(13) 納品書等発行の可否 (三枚複写以上)	<input type="checkbox"/> 発行可能 <input type="checkbox"/> 発行不可能 (※) 発行不可能の場合、登録要件を満たしません (第3 2 (4))
(14) 店舗面積	500㎡以下である <input type="checkbox"/> (※) 500㎡より広い場合、登録要件を満たしません (第3 2 (2))
(15) 東京都エネマイスター店の登録状況	<input type="checkbox"/> 登録済み
	<input type="checkbox"/> 登録見込み (受講日 年 月 日)



「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」に係る
誓 約 書

東京都知事 殿

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項第3-2に掲げる要件に該当し、及び第3-3に掲げる事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

(申請者)

店舗名

代表者氏名



(店舗の外観が分かる写真)

添付

(店舗内の様子分かる写真)

添付

(LED電球を取り扱っている旨が確認できる写真)

添付



年 月 日

「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」
参加協力店に係る店舗情報登録変更届

東京都知事 殿

店 舗 名
(参加協力店番号:)
代表者氏名

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項第4 1 (3) の規定に基づき、下記のとおり登録内容の変更について届け出ます。

記

変更箇所 (該当のものに○)	変更前 (変更事項のみ記載)	変更後 (変更事項のみ記載)
(1) ^{フリガナ} 店舗名		
(2) ^{フリガナ} 所在地	〒	〒
(3) ^{フリガナ} 代表者役職・氏名		
(4) ^{フリガナ} 店舗責任者役職・氏名		
(5) ^{フリガナ} 店舗実務担当者氏名		
(6)電話番号		
(7)FAX番号		
(8)メールアドレス		
(9)営業時間		
(10)定休日		
(11)最寄駅等	線 駅 徒歩・バス 分	線 駅 徒歩・バス 分
(12)ホームページ		

*住所変更の場合には写真を3枚(外観・店内の様子・LEDを扱っている)を添付してください

*変更開始日 年 月 日から



年 月 日

「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」に係る
配布対象LED電球登録申込書

東京都知事 殿

店 舗 名
代表者氏名



家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項第4 2 (1) の規定に基づき、下記のとおり登録の申込みをします。

記

口金・相当W数	メーカー	型番	店頭販売価格 (税抜)
E17・40W相当			
E17・60W相当			
E26・40W相当			
E26・60W相当			


(※) 欄が不足する場合には適宜追加すること。



年 月 日

「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」に係る
配布対象LED電球追加登録申込書

東京都知事 殿

店 舗 名
(参加協力店番号:)
代表者氏名 

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項第4 2 (4) の規定に基づき、下記のとおり追加の登録の申込みをします。

記


口金・相当W数	メーカー	型番	店頭販売価格 (税抜)
E17・40W 相当			
E17・60W 相当			
E26・40W相当			
E26・60W相当			



年 月 日

「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」に係る
配布対象LED電球登録削除依頼書

東京都知事 殿

店 舗 名
(参加協力店番号:)
代表者氏名 

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項第4 2 (5) の規定に基づき、下記のとおり登録削除を依頼します。

記

口金・相当W数	メーカー	型番	店頭販売価格 (税抜)